医療安全対策検討会議ヒューマンエラー部会設置要綱

平成１３年６月
医政局総務課

1　設置目的
医療安全の専門的事項に関する審議を行うため、医療安全対策検討会議の下にヒューマンエラー部会（以下「部会」という。）を設置する。

2　検討事項
部会の検討事項は、医療機関の人的又は組織的要因に係る安全管理対策に関する事項とする。

3　組織等
（１）部会の委員は、別紙のとおりとする。なお、専門の事項について検討を行うため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
（２）部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

4　部会の運営等
（１）部会は、審議の必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
（２）審議は、原則として公開とする。

5　庶務
部会の庶務は、医政局総務課医療安全推進室において総括し、及び処理する。

6　その他
この設置要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。